

## 水戸市児童福祉施設基準条例の制定について（案）

### 1 条例制定の経緯

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準については、茨城県が制定した「児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年茨城県条例第 61 号）」で定める基準が適用されております。

本市は、平成 32 年（令和 2 年）4 月の中核市への移行に向け準備を進めておりますが、中核市へと移行した場合は、茨城県から、児童福祉施設の一部（助産施設、母子生活支援施設及び保育所）に関する事務が移譲されることとなることから、「水戸市児童福祉施設基準条例」を制定するものです。

### 2 条例の趣旨

本市に所在する児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設及び保育所）の設備及び運営に関する基準を定め、当該施設における適正な運営を図るためのものです。

### 3 条例の主な内容

「水戸市児童福祉施設基準条例（案）」の主な内容は、下記のとおりです。

なお、国が定める「基準省令」に従い定めるべきものは当該基準のとおり規定し、地域の実情に応じて独自に定めることができるものはその内容を「水戸市が定める基準」として規定します。

項目	基準の内容	
	基準省令	水戸市が定める基準
(1) 不適切な設置者等の排除	(なし)	施設の設置者（設置者が法人の場合にあつては、その代表者及び役員）は、水戸市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないことを要件とします。
(2) 非常災害対策	児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。 避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月 1 回は、これを行わなければならない。	基準省令に加え、①事業所の立地等から起こり得る非常災害に対する具体的な計画を定めること、②計画を定期的に見直すこと、③当該計画を定期的に職員に周知すること、④非常災害に備え食料品等の備蓄に努めることについて規定します。 (③④は茨城県と同じ)
(3) 事故発生時の報告等	(なし)	①児童福祉施設は、当該児童福祉施設に入所している者に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとも

		<p>に、速やかに当該事故について市長、入所者の家族等に連絡を行うものとします。</p> <p>②児童福祉施設は、事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録するとともに市長に報告するものとします。</p> <p>※保育所は除く。</p>
(4) 保育時間及び開園時間	<p>保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、その地方における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。</p>	<p>基準省令に加え、開園時間は、1日につき11時間を原則とします。</p>
(5) その他の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低基準の目的</li> <li>・最低基準の向上</li> <li>・最低基準と児童福祉施設</li> <li>・児童福祉施設の一般原則</li> <li>・児童福祉施設における職員の一般的要件</li> <li>・児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等</li> <li>・他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準</li> <li>・衛生管理等</li> <li>・入所した者及び職員の健康診断</li> <li>・児童福祉施設内部の規程</li> <li>・児童福祉施設に備える帳簿</li> <li>・苦情への対応</li> </ul> <p>■助産施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所させる妊産婦</li> <li>・第二種助産施設と異常分べん</li> </ul> <p>■母子生活支援施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の基準</li> <li>・母子生活支援施設の長の資格等</li> <li>・生活支援</li> <li>・自立支援計画の策定</li> </ul>	<p>基準省令のとおりとします。</p>

<ul style="list-style-type: none"><li>・業務の質の評価等</li><li>・関係機関との連携</li></ul> <p>■保育所</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・設備の基準</li><li>・保護者との連絡</li><li>・業務の質の評価等</li></ul>	
---	--

※ 「水戸市が定める基準」については、条例に基づく規則等において規定する場合があります。

#### 4 施行期日

平成 32 年（令和 2 年） 4 月 1 日